感染確認区域

豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが確認された地点から
半径10㎞圏内の区域

令和３年度
徳島県鳥獣保護区等位置図（東部・南部）

◆捕獲禁止

狩猟鳥獣名	禁止期間	区域
キジ（メス） ヤマドリ（メス）	平成29年9月15日から5年間	県下一円
ツキノワグマ	平成29年9月15日から5年間	県下一円

◆狩猟期間

毎年11月15日から翌年2月15日まで
（ニホンジカ・イノシシについては、翌年3月31日まで）

徳島県

令和3年11月1日現在

R6.4.5感染確認

R5. 8. 2

狩猟における注意事項

1. 出猟の際、登録証、記章、許可証を確認すること。
2. 鳥獣保護区等を確認し、違反をしないこと。
3. 日出前、日没後の銃猟はしないこと。
4. 酒気を帯びて出猟しないこと。
5. 登山者や農林業作業者に十分注意すること。
6. 発砲の時は、矢先を確認すること。
7. 銃の運搬は、弾を抜き、銃袋に入れて運搬すること。
8. 山火事を起こさないよう十分に気をつけること。
9. 銃は必ず点検を行い、自分の管理下に置くこと。
10. 電線、電話線に向かって発砲しないこと。
11. 出猟後は、出猟結果を狩猟者登録証裏面に記録し、正確な報告に努めること。
12. 徳島市、小松島市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、上板町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、藍住町、つるぎ町、東みよし町では、地籍調査を実施しており調査員が入っていることもあるので、十分に気をつけること。
13. 国有林及び官行造林内で狩猟する場合は、必ず「入林の手続き」を行い「入林票」の交付を受けること。なお入林の手続きについては、入林予定日の概ね２週間前までに徳島森林管理署へ提出すること。

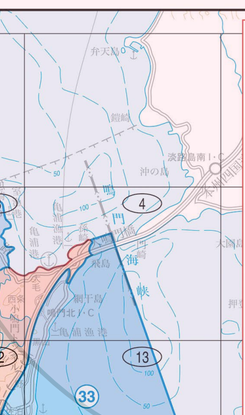

日	曜	日の出	日の入	日	曜	日の出	日の入	日	曜	日の出	日の入	日	曜	日の出	日の入
1	月	6:21	17:10	1	木	6:49	16:53	1	土	7:07	17:33	1	火	6:59	17:59
2	火	6:22	17:09	2	金	6:49	16:53	2	日	7:07	17:34	2	水	6:58	17:33	2	水	6:58	17:59
3	水	6:23	17:08	3	土	6:50	16:53	3	月	7:07	17:35	3	木	6:57	17:34	3	木	6:58	18:00
4	木	6:24	17:07	4	日	6:51	16:53	4	火	7:07	17:36	4	金	6:57	17:35	4	金	6:57	18:01
5	金	6:24	17:06	5	月	6:52	16:53	5	水	7:08	17:37	5	土	6:56	17:36	5	土	6:56	18:01
6	土	6:25	17:05	6	火	6:53	16:53	6	木	7:08	17:37	6	日	6:55	17:37	6	日	6:55	18:02
7	日	6:26	17:04	7	水	6:54	16:53	7	金	7:08	17:38	7	月	6:54	17:38	7	月	6:54	18:03
8	月	6:27	17:03	8	木	6:54	16:53	8	土	7:08	17:39	8	火	6:53	17:39	8	火	6:53	18:04
9	火	6:28	17:03	9	金	6:55	16:53	9	日	7:08	17:40	9	水	6:52	17:40	9	水	6:52	18:05
10	水	6:29	17:02	10	土	6:56	16:53	10	月	7:08	17:41	10	木	6:52	17:41	10	木	6:51	18:05
11	木	6:30	17:01	11	日	6:57	16:53	11	火	7:08	17:42	11	金	6:51	17:42	11	金	6:50	18:06
12	金	6:31	17:01	12	月	6:57	16:53	12	水	7:07	17:43	12	土	6:50	17:43	12	土	6:49	18:07
13	土	6:32	17:00	13	火	6:58	16:54	13	木	7:07	17:44	13	日	6:49	17:44	13	日	6:48	18:08
14	日	6:33	16:59	14	水	6:59	16:54	14	金	7:07	17:45	14	月	6:48	17:45	14	月	6:47	18:09
15	月	6:34	16:59	15	木	6:59	16:54	15	土	7:07	17:46	15	火	6:47	17:46	15	火	6:46	18:09
16	火	6:35	16:58	16	金	7:00	16:55	16	日	7:07	17:46	16	水	6:46	17:46	16	水	6:45	18:10
17	水	6:36	16:57	17	土	7:01	16:55	17	月	7:06	17:47	17	木	6:45	17:47	17	木	6:44	18:11
18	木	6:37	16:57	18	日	7:01	16:55	18	火	7:06	17:48	18	金	6:44	17:48	18	金	6:43	18:12
19	金	6:38	16:56	19	月	7:02	16:56	19	水	7:06	17:49	19	土	6:43	17:49	19	土	6:42	18:13
20	土	6:38	16:56	20	火	7:02	16:56	20	木	7:05	17:50	20	日	6:41	17:50	20	日	6:41	18:13
21	日	6:39	16:55	21	水	7:03	16:57	21	金	7:05	17:51	21	月	6:40	17:51	21	月	6:40	18:14
22	月	6:40	16:55	22	木	7:03	16:57	22	土	7:05	17:52	22	火	6:39	17:52	22	火	6:39	18:15
23	火	6:41	16:55	23	金	7:04	16:58	23	日	7:04	17:53	23	水	6:38	17:53	23	水	6:38	18:16
24	水	6:42	16:54	24	土	7:04	16:58	24	月	7:04	17:54	24	木	6:37	17:54	24	木	6:37	18:16
25	木	6:43	16:54	25	日	7:05	16:59	25	火	7:03	17:55	25	金	6:36	17:55	25	金	6:36	18:17
26	金	6:44	16:54	26	月	7:05	16:59	26	水	7:03	17:56	26	土	6:34	17:55	26	土	6:35	18:18
27	土	6:45	16:53	27	火	7:06	17:00	27	木	7:02	17:57	27	日	6:33	17:56	27	日	6:34	18:19
28	日	6:46	16:53	28	水	7:06	17:01	28	金	7:02	17:58	28	月	6:32	17:57	28	月	6:33	18:19
29	月	6:47	16:53	29	木	7:06	17:01	29	土	7:01	17:59	29	火	6:31	17:58	29	火	6:32	18:20
30	火	6:48	16:53	30	金	7:06	17:02	30	日	7:00	17:30	30	水	6:30	17:59	30	水	6:31	18:21
				31	土	7:07	17:03	31	月	7:00	17:31					31	木	6:30	18:22

地域によって1分から2分の差があります。ご了承ください。この時刻表は海上保安庁ホームページのデータを使用したものです。

● 徳島県の狩猟鳥獣の種類と狩猟のできる期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ヤマドリ（オス）、キジ（オス）、コウライキジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ（オス）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ	11月15日から 翌年２月15日まで
ニホンジカ、 イノシシ	11月15日から 翌年３月31日まで

● 捕獲数の制限

狩猟鳥獣の種類	１日の制限羽数又は頭数
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して５羽（網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに200羽）
ヤマドリ（オス）、キジ（オス）、コウライキジ	合計して２羽
コジュケイ	５羽
バン	３羽
ヤマシギ、タシギ	合計して５羽
キジバト	10羽

凡例

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区（国指定）
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）
- 特定猟具使用禁止区域（くくりわな）
- 国有林・官行造林
- 指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用）
- 指定猟法禁止区域（くくりわなの使用）
- くくりわな12cm規制解除を行わない区域

1：100,000

0 1 2 3 4 5 10km

1　鳥獣保護区

番号	名称	種別	面積（ha）	期間
①	（国指定）剣山山系	大規模生息地	10,009	平成21.11.1～令和11.10.31
②	石井・月ノ宮	森林鳥獣生息地	656	令和３.11.1～令和13.10.31
③	南川	身近な鳥獣生息地	63	〃
④	高城山	森林鳥獣生息地	615	〃
⑤	神山森林公園	身近な鳥獣生息地	297	平成24.11.1～令和４.10.31
⑥	いきものふれあいの里	身近な鳥獣生息地	400	〃
⑦	春森	森林鳥獣生息地	380	〃
⑧	鶴嵐	森林鳥獣生息地	600	〃
⑨	大歩危	森林鳥獣生息地	500	〃
⑩	板野町東部	身近な鳥獣生息地	137	平成25.11.1～令和５.10.31
⑪	妙見山	身近な鳥獣生息地	170	〃
⑫	伊島	集団渡来地	455	〃
⑬	南阿波サンライン	森林鳥獣生息地	110	〃
⑭	牟岐大島	集団繁殖地	170	〃
⑮	中津峰	身近な鳥獣生息地	131	平成26.11.1～令和６.10.31
⑯	大神子	身近な鳥獣生息地	850	〃
⑰	鶴林寺	身近な鳥獣生息地	66	〃
⑱	あいあいらんど	森林鳥獣生息地	90	〃
⑲	黒滝山	森林鳥獣生息地	125	〃
⑳	日和佐大浜	身近な鳥獣生息地	2	〃
㉑	大滝山	森林鳥獣生息地	450	〃
㉒	土釜	森林鳥獣生息地	77	〃
㉓	舞中島	身近な鳥獣生息地	343	〃
㉔	菅蔵	森林鳥獣生息地	530	〃
㉕	雲辺寺	森林鳥獣生息地	100	〃
㉖	竜ヶ岳	森林鳥獣生息地	470	〃
㉗	鮎喰川	集団渡来地	100	平成27.11.1～令和７.10.31
㉘	四国三郎橋	身近な鳥獣生息地	63	〃
㉙	六条大橋	集団渡来地	88	〃
㉚	福井ダム湖	身近な鳥獣生息地	197	〃
㉛	高越山	森林鳥獣生息地	600	〃
㉜	鳴滝	森林鳥獣生息地	64	〃
㉝	鳴門コウノトリ	希少鳥獣生息地	490	〃
㉞	高丸山	森林鳥獣生息地	29	平成28.11.1～令和８.10.31
㉟	犢	森林鳥獣生息地	285	〃
㊱	轟	森林鳥獣生息地	770	〃
㊲	竜王山	森林鳥獣生息地	200	〃
㊳	滝の宮	身近な鳥獣生息地	1	〃
㊴	眉山	身近な鳥獣生息地	1,450	平成29.11.1～令和９.10.31
㊵	薬王寺	身近な鳥獣生息地	53	〃
㊶	切幡・蔦の池	森林鳥獣生息地	455	〃
㊷	宮川内	森林鳥獣生息地	422	〃
㊸	内海	森林鳥獣生息地	1,440	平成30.11.1～令和10.10.31
㊹	柴小屋	森林鳥獣生息地	200	〃
㊺	焼山寺	森林鳥獣生息地	120	〃
㊻	野鹿池	森林鳥獣生息地	10	〃
㊼	天神丸	森林鳥獣生息地	652	〃
㊽	土柱	森林鳥獣生息地	133	令和１.11.1～令和11.10.31
㊾	仁賀木	森林鳥獣生息地	174	〃
㊿	津乃峰	身近な鳥獣生息地	20	〃
(51)	太龍寺	身近な鳥獣生息地	45	〃
(52)	大麻山	森林鳥獣生息地	310	令和２.11.1～令和12.10.31
(53)	棚尾	森林鳥獣生息地	77	〃
		合計53箇所	26,244	

2　鳥獣保護区特別保護地区

番号	名称	種別	面積（ha）	期間
①	（国指定）剣山山系	大規模生息地	1,006	平成21.11.1～令和11.10.31
②	石井・月ノ宮	身近な鳥獣生息地	21	令和３.11.1～令和13.10.31
⑥	大歩危	森林鳥獣生息地	144	平成24.11.1～令和４.10.31
⑫	伊島	集団渡来地	153	平成25.11.1～令和５.10.31
⑮	中津峰	身近な鳥獣生息地	22	平成26.11.1～令和６.10.31
⑯	大神子	身近な鳥獣生息地	186	〃
⑱	あいあいらんど	森林鳥獣生息地	50	〃
⑲	黒滝山	森林鳥獣生息地	80	〃
㉑	大滝山	森林鳥獣生息地	8	〃
㉔	菅蔵	森林鳥獣生息地	160	〃
㉖	竜ヶ岳	森林鳥獣生息地	100	〃
㉛	高越山	森林鳥獣生息地	100	平成27.11.1～令和７.10.31
㉜	鳴滝	森林鳥獣生息地	64	〃
㉞	高丸山	森林鳥獣生息地	29	平成28.11.1～令和８.10.31
㊱	轟	森林鳥獣生息地	120	〃
㊴	眉山	身近な鳥獣生息地	170	平成29.11.1～令和９.10.31
㊵	薬王寺	身近な鳥獣生息地	11	〃
㊶	切幡・蔦の池	森林鳥獣生息地	26	〃
㊹	柴小屋	森林鳥獣生息地	20	平成30.11.1～令和10.10.31
㊺	焼山寺	森林鳥獣生息地	20	〃
㊿	津乃峰	身近な鳥獣生息地	3	令和１.11.1～令和11.10.31
(51)	太龍寺	身近な鳥獣生息地	6	〃
		合計22箇所	2,499	

3　特定猟具使用禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	面積（ha）	期間
①	中山	銃器	450	令和３.11.1～令和13.10.31
②	池野・多家良	銃器	440	〃
③	松茂・板木野	銃器	135	〃
④	高原	銃器	50	〃
⑤	那東	銃器	38	〃
⑥	大麻南	銃器	137	〃
⑦	瀬戸	銃器	130	〃
⑧	桑野	銃器	565	〃
⑨	小勝島	銃器	300	〃
⑩	美馬	銃器	1,180	〃
⑪	半田	銃器	247	〃
⑫	花園	銃器	55	〃
⑬	南谷	銃器	56	〃
⑭	平	銃器	135	〃
⑮	台	銃器	63	〃
⑯	鯛浜	銃器	140	平成29.11.1～令和４.10.31
⑰	大寺・第十新田	銃器	40	〃
⑱	川内	銃器	842	〃
⑲	野上橋	銃器	9	〃
⑳	豊岡・長原	銃器	94	〃
㉑	海南	銃器	1,080	〃
㉒	阿波市市街地	銃器	3,151	〃
㉓	西条大橋	銃器	25	〃
㉔	熊谷	銃器	58	〃
㉕	上馬路	銃器	50	〃
㉖	辻・西井川	銃器	138	〃
㉗	鷲敷工場団地	銃器	54	平成30.11.1～令和５.10.31
㉘	鷲の里	銃器	70	〃
㉙	奥河内	銃器	223	〃
㉚	清水	銃器	22	〃
㉛	辻	銃器	10	〃
㉜	貞光	銃器	180	〃
㉝	鳴門	銃器	8,315	〃
㉞	中池	銃器	1	〃
㉟	恩山寺	銃器	3	〃
㊱	徳島	銃器	3,340	令和１.11.1～令和６.10.31
㊲	徳島市総合動植物公園	銃器	87	〃
㊳	しらさぎ台	銃器	296	〃
㊴	大津南	銃器	53	〃
㊵	小松島	銃器	1,820	〃
㊶	石井	銃器	444	〃
㊷	吉野川市街地	銃器	2,690	〃
㊸	穴喰・水床	銃器	742	〃
㊹	吉野	銃器	17	〃
㊺	中野	銃器	45	〃
㊻	穴吹	銃器	39	〃
㊼	宮内	銃器	110	〃
㊽	加茂	銃器	430	〃
㊾	菅生畠	銃器	48	〃
㊿	脇義	くくりわな	400	〃
(51)	入田	銃器	65	令和２.11.1～令和７.10.31
(52)	吉野川河口	銃器	261	〃
(53)	鮎喰川	銃器	190	〃
(54)	勝浦	銃器	377	〃
(55)	飯谷	銃器	2,030	〃
(56)	宮川内谷川	銃器	56	〃
(57)	那賀川・羽ノ浦	銃器	1,560	〃
(58)	阿南市平野部	銃器	3,600	〃
(59)	宇井谷・桑野谷	銃器	443	〃
(60)	牟岐・灘	銃器	565	〃
(61)	脇町・岩倉	銃器	1,274	〃
(62)	犬川持	銃器	25	〃
(63)	池田	銃器	382	〃
(64)	滝久保	銃器	62	〃
(65)	吹	銃器	70	〃
		合計65箇所	40,007	

4　指定猟法禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	面積（ha）	期間
①	椿田・祖戸くくりわな猟禁止区域	くくりわな	11,460	平成29.11.1～令和４.10.31
②	鍋滝谷散弾猟禁止区域	鉛散弾	98	平成30.11.1～令和５.10.31
③	谷通くくりわな猟禁止区域	くくりわな	3,245	〃
		合計3箇所	14,803	

地図調製：㈱ 乙坂印刷社